

別添1 介護施設等に対するサービス継続支援事業（食料品等購入費等）

基準単価（単位：千円、1事業所又は1定員当たり）		
補助対象事業所・施設		介護サービスを継続して提供できるよう、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための食料品等の購入費用を支出した施設等
事業所・施設等の種別（※1）		
1	介護老人福祉施設	18 /定員
2	介護老人保健施設	18 /定員
3	介護医療院	18 /定員
4	地域密着型介護老人福祉施設	18 /定員
5	短期入所生活介護事業所	18 /定員
6	養護老人ホーム	18 /定員
7	軽費老人ホーム	18 /定員
対象経費		食材料費等
補助額		<ul style="list-style-type: none"> 施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額（消費税及び地方消費税を除く）とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 1事業所・施設当たり1回まで補助することができる。ただし、知事が別に認める場合は、この限りではない。 上記ただし書き規定により再度補助を行う場合においても、補助額の通算額は、基準単価を超えない範囲とする。

※1 定員数は、令和7年4月1日時点の定員により判断すること。

介護施設等について、令和7年12月12日時点で指定等を受けていること。ただし、令和7年12月12日時点で休業中であっても、申請時点で再開届を提出し、事業を再開している場合は対象とする。